UENO Toshihiko; uenot_gosudarstvo@yahoo.co.jp; http://www.geocities.jp/collegelife9354/index.html

5. ロシア連邦憲法における立憲主義

1. 「第1章 憲法体制の諸原則」における人権

. 第 2 条 人、人の権利および自由は最高の価値である。人および国民の権利および自由の承認、遵守および保護は、国家の責務 ・ である。

- 第3条

- 第1項 ロシア連邦の多民族的国民が、ロシア連邦における主権の担い手であり、権力の唯一の源泉である。
- 第2項 国民は、直接に、または国家権力機関および地方自治機関を通して、自らの権力を行使する。
- 第3項 国民投票および自由な選挙は、国民の権力の最高の直接的表現である。
- 第 4 項 何人も、ロシア連邦における権力を簒奪できない。権力の横奪もしくは権力の全権限の簒奪は連邦法に従って告発される。

第 15 条

- 第2項 国家権力機関、地方自治機関、公務員、国民およびその団体は、ロシア連邦憲法および法律を遵守する義務がある。
- 第 4 項 一般的に認められた国際法の原則および規範、ならびにロシア連邦の国際条約は、ロシア連邦の法体系の構成部分である。法律で定められていたものとは異なる規則がロシア連邦の国際条約によって定められた場合、国際条約の規則が適用される。

第15条第2項は、憲法及び法律の遵守義務を、国家権力機関、地方自治機関、公務員以外に、国民にも求めている。この点は、たとえば、日本国憲法第99条が、「天皇又は摂政及び国務大臣、国会議員、裁判官その他の公務員は、この憲法を尊重し擁護する義務を負ふ」と定めていて、憲法遵守義務を明示的には国民に求めていないのとは対照的である¹。

2. 「第2章 人および国民の権利および自由」における人権

第 17 条

- 第1項 ロシア連邦においては、一般的に認められた国際法の原則および規範、ならびに本憲法に従って、人および国民の権利 および自由が認められ、保障される。
- 第2項 人の基本的権利および自由は、奪うことはできないものであり、生まれながらにして各人に帰属しているものである。 第45条
 - 第1項 ロシア連邦における人および国民の権利および自由の国家的保護が保障される。
 - 第2項 各人は、法律によって禁止されていないあらゆる手段によって自らの権利および自由を擁護することができる。

第 46 条

- 第1項 各人は、裁判によるその権利および自由の保護が保障される。
- 第 2 項 国家権力機関、地方自治機関、社会団体および公務員の決定および行為 (無作為) は、裁判所に異議を申し立てることができる。
- 第3項 各人は、すべての国内的な法的保護手段を利用しつくした場合、ロシア連邦の国際条約に従って、人の権利および自由の保護に関して、国際機関にアピールすることができる。

第 55 条

- 第 1 項 ロシア連邦憲法における基本的な権利および自由のリストは、一般的に認められているその他の人および国民の権利 および自由を否定または矮小化するものとして、解釈されてはならない。
- 第2項 ロシア連邦において、人および国民の権利および自由を取り消し、または矮小化する法律は、公布されてはならない。
- 第 3 項 人および国民の権利および自由は、憲法体制の原則、ならびに他人の人格的価値、健康、権利、合法的利益、を擁護 し、国防および国家安全保障を保障するために必要な場合にのみ、連邦法によって制限される。

ロシア連邦憲法は、第 17 条第 2 項に見るように、近代憲法において一般的なものである自然権思想²を採用しており、その第 2 章において、法の下の平等、性別・人種・民族・言語・出自・地位・宗教等による差別の禁止、生存権、個人の尊厳、人身の自由・不可侵、プライバシーの権利、個人情報保護権、民族の選択権、母語の使用権、移動の自由、思想・信条の自由、言論の自由、結社の自由、集会の自由、政治参加の権利、請願権、経済活動の権利、私的所有権、労働権、争議権、休息の権利、母性・子どもの保護、社会保障権、住宅権、健康権、環境権、教育権等の、基本的人権をほぼ網羅的に規定しており、それらの規定には、内容的に見て先進的なものも含んでいる。

第45条第1項は、「人および国民の権利および自由の国家的保護」を規定しているが、この規定は、第80条第2項の「ロシア連邦大統領は、ロシア連邦憲法、ならびに人および国民の権利および自由の保証人である」との規定と相まって、国家または大統領が人権および自由を保障するという考え方を示しており、立憲主義の立場からすると、やや不十分な規定と考えることもできる。ただし、第45条第1項の規定は、人権および自由の擁護義務を国家に課したと解すれば、立憲主義の立場に合致したものと考えることもできる。

第46条第1項および第3項は、裁判および国際機関に人権および自由の保護を訴えることができるとの規定であり、第2項は行政訴訟の権利を規定したものであり、立憲主義の立場から見て重要である。

他方、第55条第3項は、人権および自由が制限される場合についての規定であり、第56条の非常事態の導入に関連する権利および自由の制限についての規定とともに、権利および自由の制限に関する規定となっている。

¹ ロシア連邦憲法や日本国憲法のように、憲法中に憲法遵守義務規定があること自体は必ずしも一般的なことではない。他方で、たとえば、イタリア共和国憲法のように、「すべての国民は共和国に忠誠を尽くし、その憲法および法律を遵守する義務を負う」と規定している憲法もある(第 54 条第 1 項)。イタリア共和国憲法のこの規定は、立憲主義の立場からするといささか問題があるように思える。

² すべて人は生まれながらにして、自由・平等で幸福を追求する権利をもつという思想。日本では、明治期に、「天賦人権」と訳されたことから、自 然権思想を「天賦人権説」という場合もある。

UENO Toshihiko; uenot_gosudarstvo@yahoo.co.jp; http://www.geocities.jp/collegelife9354/index.html

なお、ロシア連邦憲法における国民の義務規定は、「納税の義務」(第57条)、「自然および環境保護の義務」(第58条)、「祖国防衛の義務」(第59条)の3項目である 3 。

3. 「第4章 ロシア連邦大統領」における人権

第80条

第 2 項 ロシア連邦大統領は、ロシア連邦憲法、人および国民の権利および自由の保証人である。ロシア連邦大統領は、ロシア連邦憲法の定める手続きにより、ロシア連邦の主権、その独立および国家的一体性の保持に関する措置を講じ、国家権力 諸機関の調和的な活動および協力を保証する。

2.において述べたように、第80条第2項は、人権や自由は大統領によって保証されるものであると規定しており、立憲主義の立場から見ると、かなり問題がある。なぜならば、人権や自由は、大統領によって保証されるものではなく、生まれながらにして人が持っているものであり、そのことは大統領によってではなく憲法によって保証されるものであり、大統領は公権力として憲法遵守義務を負うものだからである。

4. 連邦大統領・政府議長・連邦議会の関係に見る立憲主義

4.1. 大統領の法律に対する署名・公布・拒否権

. . 第84条 ロシア連邦大統領は、

- Γ) 国家会議に法案を提出する。
- Д) 連邦の法律に署名し公布する。

第 90 条

第1項 大統領は、大統領令 укáз Президéнта および大統領命令 распоряжéние Президéнта を発令する。

第 107 条

第1項 採択された連邦の法律は、署名および公布のために、5 日以内にロシア連邦大統領に送付される。

第 3 項 ロシア連邦大統領が、連邦の法律を受け取った日から 14 日以内にそれを拒否したときは、国家会議および連邦会議 Сове́т Федерации は、ロシア連邦憲法の定める手続きに従って、当該法律をあらためて審議する。再審議に際して、連邦の法律が以前採択されたままの内容で、連邦会議メンバーчлены Сове́та Федерации および国家会議議員 депутаты Государственной дýмы の総数の 3 分の 2 以上の多数の賛成を得たときには、大統領は 7 日以内にそれに署名し、公布しなければならない。

(1)立法権による大統領に対する規制

大統領は、国家権力機関として、連邦憲法および連邦法に従って、行動し、憲法と法律の定める枠内において大統領令および大統領命令を発令することができる。

(2)大統領の拒否権

大統領は、法案を提出することができるだけでなく、連邦法の署名を拒否することによって、間接的に立法権力に関与することもできる。大統領の拒否権は、連邦会議および国家会議における3分の2の多数決によって覆すことができる。

近代的三権分立原則では、立法権は議会によって排他的に独占されている。執行権は、立法権がつくりだした憲法および法律によって縛られている。この点に着目すれば、三権分立は、立法権優位とも見える。しかし、ロシア連邦憲法では、大統領に、拒否権、法案提出権、大統領令および大統領命令の発令権を認めることで、大統領が立法権に完全に従属しないシステムを作りだしている。

4.2. 大統領による議会解散権4

第84条 ロシア連邦大統領は、

6) ロシア連邦憲法の定める場合において、その定める手続きに従って、国家会議を解散する。

・第109条

第1項 ロシア連邦大統領は、ロシア連邦憲法第111条および第117条によって定められている場合において、国家会議を解散することができる。

第 3 項 国家会議の選挙の日から 1 年以内は。ロシア連邦憲法第 117 条の定めることに基づいて国家会議を解散することはできない。

第 111 条

第4項 提案されたロシア連邦政府議長の候補者を国家会議が3回拒否した場合⁵、ロシア連邦大統領は、ロシア連邦政府議長

³ 日本国憲法が国民に課している義務は、①「その保護する子女に普通教育を受けさせる義務」(第26条第2項)、②「勤労の義務」(第27条第1項)、③「納税の義務」(第30条)、の3項目に過ぎない。しかし、第26条第1項は、「すべて国民は、法律の定めるところにより、その能力に応じて、ひとしく教育を受ける権利を有する」と規定して、まずは、国民の「教育を受ける権利」について定めたあと、第2項において、「すべて国民は、法律の定めるところにより、その保護する子女に普通教育を受けさせる義務を負ふ」として、国民の「その保護する子女に普通教育を受けさせる義務」を定めている。したがって、義務教育の「義務」とは、国民の「教育を受ける義務」ではなく、保護者の、その子女に「教育を受けさせる義務」である。さらに、第2項は、「義務教育は、これを無償とする」と定めており、国民は「その保護する子女に教育を受けさせる義務」を不果たすことができることになっている。このことは、逆に言えば、政府は国民に対して無償義務教育を実施する義務を負っていると考えることができる。また、第27条第1項の「勤労の義務」については、「すべて国民は勤労の権利を有し、義務を負ふ」となっており、まず「勤労の権利」について定めたあと、「勤労の義務」について定めている。このことから、政府は国民に対して勤労の場(職場)を保障する義務を負っていると考えることができる。

^{4 1993} 年 12 月 12 日にロシア連邦憲法が採択されてから、まだ一度も、国家会議の解散が行われたことはない。

^{5 1998} 年 8 月 23 日、金融危機のさなか、当時のエリツィン大統領は、キリエンコ政府議長率いる政府の総辞職を命じる大統領令を発令し、8 月 31 日、キリエンコに変わる政府議長としてチェルノムィルジン元政府議長を国家会議に提案したが、国家会議はこれを拒否した。その後、エリツィン大統領は再度、チェルノムィルジンを政府議長に提案し、国家会議は9月7日、再度これを拒否した。かくして、エリツィン大統領が、三たびチェルノムィルジンを政府議長に提案すれば、国家会議も三たびこれを拒否したであろうから、111 条解散がおこなわれるところであったが、実際には、エリツィン大統領は、当時の国家会議の第一党であったロシア連邦共産党の助言に従ってチェルノムィルジンを取り下げ、ブリマコフ前外務大臣を

UENO Toshihiko; uenot_gosudarstvo@yahoo.co.jp; http://www.geocities.jp/collegelife9354/index.html

を任命し、国家会議を解散して新しい選挙を公示する。

第 117 条

- 第3項 国家会議は、ロシア連邦政府に対する不信任を表明することができる。ロシア連邦政府に対する不信任についての決定は、国家会議議員総数の過半数によって決定することができる。国家会議によるロシア連邦政府不信任が表明された場合、ロシア連邦大統領は、ロシア連邦政府の総辞職を宣言することもできるし、あるいは国家会議の決定に同意しないこともできる。国家会議が3カ月以内に再びロシア連邦政府に対する不信任を表明したときは、ロシア連邦大統領は、政府の総辞職を宣言するか、または国家会議を解散する。
- 第 4 項 ロシア連邦政府議長は、国家会議に対してロシア連邦政府信任の問題を提起することができる。国家会議が信任を拒否した場合には、大統領は、7 日以内にロシア連邦政府の総辞職についての決定を採択するか、または国家会議の解散についての決定を採択する。

(1)大統領による国家会議の解散

ロシア連邦憲法は、ソ連憲法が議会(人民代議員大会および最高ソヴィエト)の解散について定めていなかったのとは対 照的に、国家会議の解散について定めている。国家会議の解散は、任意にできるわけではないが、規定を見る限り、大統領 の側に主導権があるように見える。

(2)国家会議の解散についての条件

国家会議の解散の要件は主として 2 つあり、それぞれ第 111 条および第 117 条に規定されているので、それぞれ 111 条解 散および 117 条解散と呼ぶことにする。

①111 条解散

政府議長任命に関連してなされる解散。大統領の任命した政府議長を連続3回拒否した場合、大統領は政府議長を任命 し国家会議を解散する。

大統領が、国家会議の承認を得ることが困難と予想される政府議長を任命し続ければ、解散に至ることになる。政府議 長の任命は大統領の専管事項であるから、この解散は大統領の側に主導権がある。

②117条解散

政府不信任に関連してなされる解散。憲法の規定によれば、国家会議が3カ月の間に2回、政府不信任を採択すると、 大統領は、政府総辞職か国家会議解散かどちらかを選択しなければならない。

政府不信任は、国家会議の側が行うことであるから、この解散は、国家会議の行為から始まるが、解散するか否かの決断は最終的には大統領が握っていることから、やはり大統領の側にある程度は主導権が握られているとも言える。

実際の事例では、1回目の不信任の採択のあと、大統領は、政府の改造を行って2度目の採択を回避しているので、やはり政府不信任の採択は、国家会議側が大統領に対して政府の改造や政策の変更を迫る有効な手段であることがわかる。

また第109条第3項の規定により、国家会議選挙後1年間は、国家会議が政府不信任を3カ月以内に2度採択すると、 政府総辞職が必須となる。したがって、国家会議選挙後1年間は、政府はとくに国家会議との協調を考慮する必要がある。

解散は、必ずしも国家会議議員にとって都合が悪いわけではない。解散時期と国家会議の任期との関係もある。ある会派が、その議席増に有利な状況で国家会議を解散したいと考えることもあり得る。とくに野党にとって、政府の失政のタイミングを見計らって解散に持ち込み、国家会議選挙を実施すれば野党の議席増につながるであろう。しかし、そうした状況の場合、大統領は、国家会議の解散ではなく政府総辞職を選択せざるを得ない。つまり、政府不信任は、大統領あるいは政府と国家会議とのあいだの最も重要な政治的駆け引きの道具である。

5. エリツィン政権末期の政治過程に見る立憲主義6

5.1. 連邦法の採択と大統領の拒否権

連邦法が対立と妥協の中から産み出されていった典型的な事例:1995年「国家会議選挙法」7の制定過程

- 1995年3月24日 国家会議、「国家会議選挙法」を、賛成 250 票、反対 11 票、棄権 0、欠員を含む投票不参加 189 名で採択⁸ (*Госуда́рственная Дума. Стеногра́мма заседа́нии. 1995*, Том. 15, 1996, М., с. 547 [以下、*ГД 1995*, Т15, с. 547 とする].)
 - 4月12日 連邦会議、国家会議から送付された「国家会議選挙法」を賛成11票、反対113票、棄権6名、欠員を含む投票不参加48名で否決(Cosém Федкрации. Заседание девятнадиатое 11-13 апреля 1995. Заседание двадиатое 4 Мая 1995. Стенографические отчёты, 1997, М., с. 185 [以下、CФ, 1995/4/11-13. 1995/5/4, с. 547とする].) 連邦会議メンバーの多くは、「国家会議選挙法」が単独議席選挙区(いわゆる小選挙区)と連邦選挙区(いわゆる比例区)の議席比を 225 対 225 としていることに反対し、単独議席選挙区と連邦選挙区の議席比を

政府議長に提案し、ようやく国家会議の承認を得た。このブリマコフ率いる政府は、2名の副議長を共産党から、財務大臣をリベラル系野党のヤーブラコからそれぞれ入閣させた、野党主導のいわば危機管理政府であった。

⁶ 参考文献として、上野俊彦『ポスト共産主義ロシアの政治-エリツィンからプーチンへ-』(財) 日本国際問題研究所、2001 年 6 月、を参照。

⁷ ロシアは、連邦レベルでも、「国家会議選挙法」と「大統領選挙法」が個別に制定されており、しかも連邦制国家であるため、連邦構成主体議会、ならびに地方自治体の議会および首長の選挙法は、連邦構成主体ごとに連邦構成主体法により定められている。他方、日本では、すべての選挙が公職選挙法という一つの法律に基づいて実施されている。また、ロシアの連邦レベルの「国家会議選挙法」および「大統領選挙法」は、選挙ごとに法律が少しずつ改正されている。

^{*} ロシア議会では、過半数、3分の2以上の多数などの採決の際に基礎とする分母はつねに議席数であって、出席議員数ではない。したがって、議員数 450 の国家会議における過半数とは、226 票以上であり、3分の2以上の多数とは301 票以上である。もっとも、ロシア議会では代理投票を認めているため、本会議への出席議員数がかなり少ない場合もある。他方、日本国憲法第56条は、その第1項において、「両議院は、各々その総議員の3分の1以上の出席がなければ議事を開き議決をすることができない」と規定し、第2項において、「両議院の議事は、この憲法に特別の定めがある場合を除いては、出席議員の過半数でこれを決し、可否同数のときは、議長の決するところによる」と規定していることから、理論的には、衆議院の場合、議員定数 480 の 3 分の 1 以上、すなわち 161 議員の出席で議事を開き、その過半数、すなわち 81 票で議決をすることが可能となる。

UENO Toshihiko; uenot_gosudarstvo@yahoo.co.jp; http://www.geocities.jp/collegelife9354/index.html

300 対 150 とすること、また連邦選挙区に候補者を立てている政党の候補者名簿のうち連邦中央からの候補者を 12 名に制限することを主張

- 4月21日 国家会議、単独議席選挙区と連邦選挙区の議席比は 225 対 225 の原案のままとし、他の箇所を一部修正した 「国家会議選挙法」を、賛成 259 票、反対 68 票、棄権 2 名、欠員を含む投票不参加 121 名で再採択 (*ГД 1995*, T16. c. 625)
- 5月4日 連邦会議、国家会議で再採択された「国家会議選挙法」を、賛成11票、反対114票、棄権5名、欠員を含む 投票不参加48名で再び拒否 (C の, 1995/4/11-13. 1995/5/4, c.451)
- 5月11日 国家会議、3分の2の多数決(賛成301票、反対66票、棄権6名、欠員を含む投票不参加77名)で再々採択し、連邦会議の拒否を覆す(*TZI 1995*, T17, c, 32)
- 5月23日 エリツィン大統領、単独議席選挙区と連邦選挙区の議席比を300対150とすること、選挙が成立するための 投票率の基準を25パーセントから50パーセントに引き上げることなどを主張して、この法律への署名を拒 否(*Poccúŭcκas caséma*, 24 мая 1995г., c. 1 [以下、*PT*, 1995/5/24, c. 1とする])
- 5月24日 国家会議、再び3分の2の多数決での採択を試みたが、301 票必要なところ244 票しか集められず、大統領に 拒否撤回を求めるにとどまる(*ГД 1995*, T17, c. 464)

:この間、上下両院と大統領の代表とによって構成される協議委員会で妥協を模索

6月9日 国家会議、上下両院・大統領代表協議委員会の審議をふまえて修正された「国家会議選挙法」最終草案を、 賛成 264 票、反対 45 票、棄権 3 名、欠員を含む投票不参加 138 名で採択 (*TД 1995*, T18, c. 184)

最終草案は、連邦会議の主張であった連邦選挙区の各選挙団体ないし選挙ブロックの候補者名簿のうち連邦中央からの候補者を12名に制限し他の候補者は地方からとする提案は受入れたものの、他方、単独議席選挙区と連邦選挙区の議席比は225対225のままであり、選挙が成立するための投票率の基準を50パーセントに引き上げることなどの連邦会議および大統領の修正提案も受け入れず

連邦会議、審議は紛糾するが、1995年12月選挙まで6ヵ月というタイムリミットのため妥協

- 6月15日 連邦会議、賛成113、反対9、棄権3で「国家会議選挙法」最終草案を承認(PF, 1995/6/16, c. 1)
- 6月21日 エリツィン大統領、「国家会議選挙法」最終草案に署名、「国家会議選挙法」が成立 (Собрание законодательства Российской Федерации, No. 26, 26 июня 1995 г., Ст. 2398 [以下、СЗ, 1995/6/26, Ст. 2398 とする])

5.2. 政府不信任案の採択

1994年1月の開会以来、国家会議において政府不信任は4回提出されているが、採択されたのは1回

1995 年 6 月 21 日 国家会議、チェチニア紛争の問題をめぐって提出された政府不信任案を、賛成 241 票、反対 72 票、棄権 20 名、欠員を含む投票不参加 117 名で採択(*I/I 1995*, T18, c. 582)

: エリツィン大統領、政府総辞職に同意せず

- 6月30日 エリツィン大統領、国家会議で辞職勧告決議(*ГД 1995*, T18, c. 692)が採択された閣僚らを解任して国家会議 と妥協(*C3*, 1995/7/3, Cr. 2559; Cr. 2560; Cr. 2561)
- 7月1日 国家会議、再提出された政府不信任案を、賛成 193 票、反対 117 票、棄権 47 名、欠員を含む投票不参加 93 名で不採択 (*I* <u>Д</u> 1995, T19, c. 21)

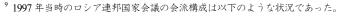
政府不信任案の採択は、国家会議にとって、政府の政策の変更や閣僚の更迭を迫るのに有効な方法

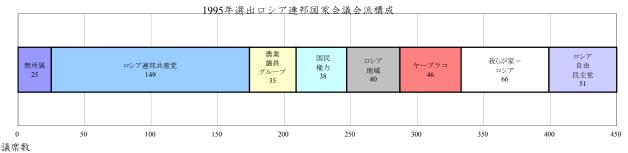
エリツィン大統領、政府不信任案の上程それ自体を回避する方策を採る

- 1997年10月⁹ チュバイス Анато́лий Бори́сович Чуба́йс 政府第1副議長らの出版汚職疑惑を背景に、1998年度予算案をめぐる駆け引きで、国家会議野党による政府不信任案提出の動き
 - 10月15日 ロシア連邦共産党、議員グループ「国民権力」、「農業議員グループ」3 派、政府不信任決議案を共同提案したが、「ヤーブラコ」党はそれに同調せず、独自の政府不信任決議案を提出(Государственная Дума. Стенограмма заседании. Бюллете́нь, N 124 (266), 15 октября́ 1997 г., с. 5 [以下、ГДБ, 1997/10/15, с. 5 とする]; Незави́симая газе́та, 16 октября́ 1997 г., с. 1 [以下、HГ, 1997/10/16, с. 1 とする])

エリツィン大統領、共産党の求めていた円卓会議(中央権力機関代表、政党代表、地方代表、労組代表が参加)に応じ、政府不信任案の審議の中止を要請(*HГ*, 1997/10/16, с. 1; Изве́стия, 17 октября́ 1997 г., с. 1)

10月20日 大統領、政府議長、上下両院議長による4者協議を開催、1988年度予算案および政府不信任案などの問題を 議論、報道姿勢が政府寄り過ぎるとして共産党が求めていたロシア公共テレビと国営テレビ・ラジオ会社に





UENO Toshihiko; uenot_gosudarstvo@yahoo.co.jp; http://www.geocities.jp/collegelife9354/index.html

対する監視委員会の設置を合意 (*Российские ве́сти*, 21 октября́ 1997 г., с. 1 [以下、*PB*, 1997/10/21, с. 1 とする]; *HГ*, 1997/10/21, с. 1)

- 10月21日 エリツィン大統領、国家会議の各院内会派代表と会談、円卓会議の開催について合意 (*PB*, 1997/10/22, c. 1-2; *HI*, 1997/10/22, c. 1-2)
- 10月22日 ロシア連邦共産党、政府不信任決議案の取り下げを宣言 (FZIE, 1997/10/22, c. 7; HF, 1997/10/23, c. 1-2)
- 11月20日 エリツィン大統領、チュバイス政府第1副議長の蔵相兼務を解き、後任蔵相にザドルノフ Михаи́л Михайлович Задо́рнов 「ヤーブラコ」議員を任命 (СЗ, 1997/11/24, Ст. 5388; Ст. 5839) →10月15日の3派共同提案への「ヤーブラコ」不参加の背景に「ヤーブラコ」とクレムリンとの密約?

政府不信任案の上程は回避されたが、その後もチュバイス派閣僚の解任は続き、その結果、チュバイス、ネムツォフ Бори́с Ефи́мович Немцо́в らを中心とする「若手改革派」が弱体化、相対的にチェルノムィルジン政府議長の権限が強化される

1998年2月17日 エリツィン大統領、「大統領教書」で、政府総辞職の可能性を表明、政府批判を強める

3月23日 エリツィン大統領、政府総辞職を宣言 (C3.1998/3/23, Cr. 1426) →現行憲法下における最初の政府総辞職

5.3. 1998年3月23日政府総辞職後の政府議長任命の経過

:憲法第 111 条第2項によれば、政府総辞職後2週間以内に政府議長候補者を提案しなければならない

1998年3月23日 エリツィン大統領、キリエンコ Серге́й Владиле́нович Кирие́нко 燃料エネルギー大臣を、政府第1副議長に任命 (*C3*, 1998/3/23, Ст. 1438)

続いて、キリエンコ政府第1副議長を政府議長代行に任命(C3, 1998/3/23, Cr. 1428)

「ロシア連邦政府についての連邦の憲法的法律」(*C3*, 1997/12/22, Cr. 5712; *C3*, 1998/1/5, Cr. 1) 第8条第2項によれば、政府議長代行に任命される資格があるのは政府第1副議長または政府副議長だけで、大臣にはその資格がなかったため

- 3月27日 エリツィン大統領、キリエンコ政府議長代行を後任の政府議長候補者に指名 (*PI*, 1998/3/28, c. 1-2) ロシア連邦共産党と「ヤーブラコ」は、キリエンコ政府議長を承認しないと表明、ロシア自由民主党と「 我らが家-ロシア」党は承認を表明
- 4月7日 エリツィン大統領、各党代表の集まる新政府編成問題審議のための円卓会議でロシア連邦共産党らの主張する連立政府を拒否 (*PI*, 1998/4/8, c. 1)
- 4月10日 国家会議、キリエンコ政府議長代行の施政方針演説 (PF, 1998/4/11, c. 1-2) を聴取後、賛成 143 票、反対 186 票、棄権 5 名、欠員を含む投票不参加 116 名で、キリエンコ承認を否決 (FEE, 1998/4/10, c. 41)。
- 4月14日 セレズニョーフ Геннáдий Никола́евич Селезнёв 国家会議議長、エリツィン大統領との会談後にキリエンコ支持を表明、2回目採決で承認されるとの楽観的見通しを示す (*PΓ*, 1998/4/15, c. 1)。
- 4月15日 ロシア連邦共産党議員 2 名、議院運営規則第 146 条第 1 項を「ロシア連邦政府議長の指名についての承認に関する決定は、国家会議の判断により、投票用紙または電子式装置を使用した秘密投票によって、<u>あるいは</u>国家会議議員総数の過半数の賛成がある場合には公開投票によって、採択する」(C3, 1998/4/20, Cr. 1828)と修正する(下線部分を追加する)提案を行い、この提案は、賛成 260 票、反対 77 票、棄権 2 名、欠員を含む不参加 111 名で承認(*FZIE*, 1998/4/15, c. 23)。
- 4月17日 国家会議、同日の政府議長承認の採決方法を公開投票とすることを公開投票で決定し(賛成 272 票、反対 102 票、棄権 2 票、欠席を含む不参加 74 名)(*ГДБ*, 1998/4/17, c. 42)、キリエンコ政府議長指名を、賛成 115 票、反対 271 票、棄権 11 票、欠席を含む不参加 53 名で再び不承認(*ГДБ*, 1998/4/17, c. 43) その後、「農業議員グループ」や「国民権力」などが、国家会議の解散回避のために キリエンコ承認に傾き始める(*HГ*, 1998/4/24, c. 3)
- 4月22日 連邦会議、キリエンコ承認を求めるアピールを採択(C3,1998/5/4, Cr. 1981)
- 4月23日 エリツィン大統領、上下両院議長と会談、さらにジュガーノフ Генна́дий Андре́евич Зюга́нов ロシア連邦共産 党議長らにキリエンコ承認を求める電話をかける (РГ, 1998/4/24, с. 3) ロシア連邦共産党、臨時中央委員会総会でキリエンコ反対を確認し、秘密投票と決まった場合には投票に参加しないようロシア連邦共産党議員に呼びかける (Сове́тская Росси́я, 1998/4/25, с. 1)
- 4月24日 国家会議は、3回目の採決を秘密投票により実施し、賛成251票、反対25票、棄権39票、欠席を含む不参加135名により、キリエンコを承認(*ГДБ*,1998/4/24, c. 3)

賛成票数から見て、院内会派「ロシア連邦共産党」の議員の一定数が賛成に回ったと推測される 結局、キリエンコ政府議長の承認は、国家会議議員の多くが彼を支持したことによってではなく、 国家会議解散を回避しようとしたことによって、なされたものと考えられる

5.4. 1998年8月23日の政府総辞職後の政府議長任命の経過

キリエンコ政府議長が率いる政府、8月金融危機のため、チェルノムィルジン 政府総辞職の1998年3月23日からちょうど5カ月後の8月23日に総辞職

再び新政府議長承認手続き

- 1998 年 8 月 23 エリツィン大統領、キリエンコ政府総辞職を宣言、チェルノムィルジンを政府議長臨時代行に指名する大統 日 領令を発令 (*C3*, 1998/8/24, *Cr.* 4071)
 - 8月24日 エリツィン大統領、チェルノムィルジン政府議長臨時代行を政府議長候補者として提案 (*PI*, 1998/8/25, c. 1)

UENO Toshihiko; uenot_gosudarstvo@yahoo.co.jp; http://www.geocities.jp/collegelife9354/index.html

この政府議長代行指名は、チェルノムィルジンが政府第1副議長または政府副議長ではないので、「ロシア連邦政府についての連邦の憲法的法律」に不適合

チェルノムィルジン、政府議長候補者として指名されたあと、上下両院の有力議員と精力的に会談

- 8月31日 国家会議、チェルノムィルジンを、賛成94票、反対253票、棄権0、欠員を含む投票不参加103名で拒否(*ΓДБ*,1998/8/31, c. 25)。
- 9月7日 午前中の円卓会議で、ヤブリンスキーГриго́рий Алексе́евич Явли́нский 「ヤーブラコ」代表およびジュガーノフ・ロシア連邦共産党議長、プリマコフ Евге́ний Макси́мович Примако́в 外相を政府議長に提案 (НГ, 1998/9/8, с. 1)

国家会議、午後のセッションにおける 2 回目の投票(公開投票)で、チェルノムィルジンを、賛成 138 票、反対 273 票、棄権 1 名、欠員を含む投票不参加 38 名で再び拒否(Γ ДБ, 1998/9/7, c. 26)。

- 9月10日 エリツィン大統領、国家会議の解散を選択できる状況にないと判断し、チェルノムィルジン政府議長指名を撤回してプリマコフを政府議長候補者に指名 ($P\Gamma$, 1998/9/11, c. 1-2)
- 9月11日 国家会議、3回目の投票(公開投票)で、賛成318票、反対63票、棄権15名、欠員を含む投票不参加54名で、プリマコフ政府議長を承認(*ГДБ*, 1998/9/11, c. 52)

エリツィン大統領、1998 年 8 月の政府総辞職後の政府議長指名では、提案したチェルノムィルジン を 2 回拒否され、野党が 3 回目も拒否する姿勢を示したため、解散を強行せず、提案を撤回して野党 提案の政府議長候補者を指名

1

当時の国内経済情勢がキリエンコ承認時の3月に比べて非常に逼迫し、野党も解散・選挙が議席増に つながるとの判断から強硬な姿勢を貫いたため